

News Release



【令和元年7月18日(木)15時発表】

道路の愛称を募集します

■概要

南丹市では皆さんの身近にある道路により親しみと愛着を持ってご利用いただきたいと考えています。

今年は、園部藩が成立して四〇〇年を迎えることから、城下にあった2路線の愛称を募集します。

●募集期間 令和元年7月17日(水)～8月28日(水)

●対象路線
①園部町上本町交差点 から 城南町交差点までの約1.2km
②園部町本町交差点 から 栄町交差点 までの約1.2km

●審査・選考 愛称名は、道路愛称検討委員会において審査、選考します。

●その他 決定した愛称の著作権、商標権、その他一切の権利は南丹市に帰属します。
愛称は他の作品と類似しないものや未発表のものに限ります。
個人情報は本募集以外の目的には使用しません。

●応募方法 南丹市役所道路河川課へ持参、郵送、メール、FAX、いずれかの方法で応募してください。いずれの場合も、必ず募集要領の内容を記載してください。

◆この記事に関するお問い合わせ

土木建築部道路河川課 担当:田村(電話 0771-68-0051)



園部藩
立藩四〇〇年



道路の愛称を募集します

南丹市では皆さんの身近にある道路により親しみと愛着を持ってご利用いただきたいと考えています。

今年は、園部藩が成立して四〇〇年を迎えることから、城下にあった2路線の愛称を募集します。

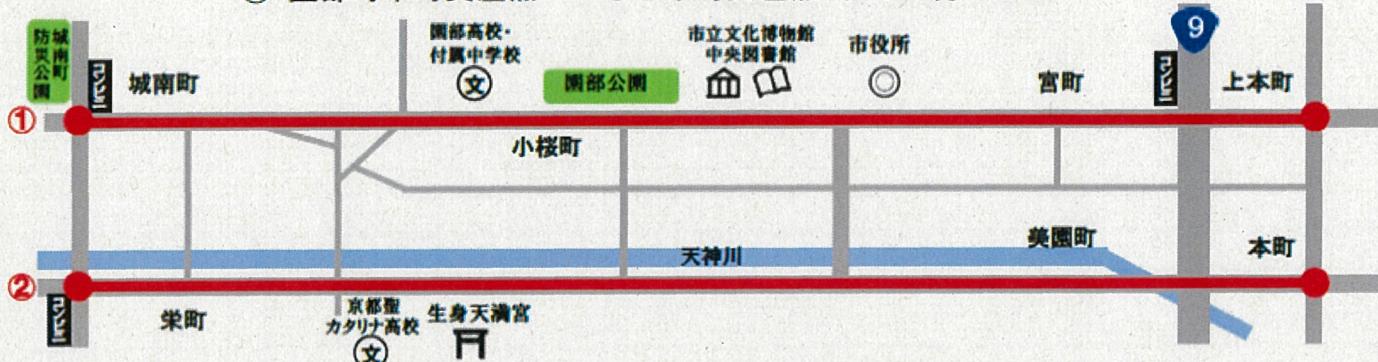
募集期間

7月17日(水)～8月28日(水)

募集要領

応募期間 令和元年7月17日（水）～8月28日（水）

対象路線 ①園部町上本町交差点 から 城南町交差点までの約1.2km
②園部町本町交差点 から 栄町交差点 までの約1.2km



審査・選考 愛称名は、道路愛称検討委員会において審査、選考します。

その他 決定した愛称の著作権、商標権、その他一切の権利は南丹市に帰属します。
愛称は他の作品と類似しないものや未発表のものに限ります。
個人情報は本募集以外の目的には使用しません。

応募方法 南丹市役所道路河川課へ持参、郵送、メール、FAX、いずれかの方法で応募してください。いずれの場合も、必ず下記の応募用紙の内容を記載してください。

応募メール作成



道路河川課アドレス



■問い合わせ先
南丹市役所 土木建築部 道路河川課
〒622-8651
京都府南丹市園部町小桜町47
TEL (0771) 68-0051
FAX (0771) 63-0654

応募用紙

募集は2路線ですが1路線だけの応募も可能です。

	愛 称	愛称の説明（理由を簡潔にご記入ください）
路線①	(読み方)	
路線②	(読み方)	
住 所	〒	
ふりがな		
氏 名		
電話番号	() -	

○南丹市道路愛称設定要綱

平成31年3月25日

告示第64号

(目的)

第1条 この要綱は、市内の道路に分かりやすく親しみやすい愛称を設定することにより、市民の道路に対する親近感を高めることを目的とする。

(対象道路)

第2条 愛称を設定する道路は、市又は京都府が管理する道路のうち次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 主要な道路
- (2) 地理的、歴史的由緒のある道路
- (3) その他、特に市長が必要と認める道路

2 道路の愛称(以下「道路愛称」という。)は、原則として1道路につき1名称とする。

(道路愛称の案の募集)

第3条 道路愛称の案は、公募するものとし、公募の方法、資格、期間等については、その都度決定する。

(道路愛称の設定基準)

第4条 道路愛称の設定基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 歴史的な由来、文化財、史跡、橋梁、河川、公共施設の名称等地域の特性を考慮した名称で分かりやすく親しみやすいものであること。
- (2) 周辺地域で一般的に用いられている名称を尊重したものであること。
- (3) 特定の人物、企業、社寺等の名称(歴史的名称及び故人となっている著名な文化人等の名称を除く。)を用いていないこと。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が対象道路にふさわしい愛称であると認めたもの

(委員会の設置)

第5条 道路の愛称を設定するため、道路愛称検討委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の組織)

第6条 委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって組織する。

- (1) 市長公室長
- (2) 総務部長
- (3) 地域振興部長
- (4) 農林商工部長
- (5) 土木建築部長
- (6) 教育次長
- (7) 京都府南丹土木事務所長(京都府管理道路が関係する場合に限る。)
- (8) その他市長が必要と認める者

2 委員長は、土木建築部長をもって充て、副委員長は委員長があらかじめ指名する者をもって充てる。

3 委員長は、委員会を代表し、会議を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときは、その職務を代理する。
(会議)

第7条 委員会は、委員長が召集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。
3 委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。
4 委員会は、次に掲げる事項を協議し、市長に提案する。

- (1) 対象道路の選定
- (2) 愛称の募集方法、選考方法
- (3) 愛称候補の選定
- (4) その他市長が必要と認める事項
(愛称の選定等)

第8条 委員会は、前条の規定により、公募された愛称の中から候補を数点選定し、市長に提案する。

2 市長は、提案を受けた候補の中から愛称を選び、命名する。
(普及活動)

第9条 市長は、決定した道路の愛称を市ホームページ等にて市民に周知するとともに、

道路管理者が許可する範囲において当該道路に標識を設置する。

(庶務)

第10条 本事業の庶務は、土木建築部道路河川課において処理する。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成31年4月1日から施行する。